

お知らせ

まちのデータ

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

人口	27,642 人	交通事故発生件数	
男	13,062 人	(3月中、物損、高速含む)	
女	14,580 人	有田川町	54 件
	10,201 世帯	死者	0 人 負傷 8 人
			湯浅警察署調べ



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張	23-0001	環境保健センター	52-5384
出連出出道	22-0351	セック急患診療所	52-7855
山生郷諦	22-0254	有田川町	52-4882
城粟五安水	26-0001	子育て支援センター	52-3055
	52-2111	有田川町少年センター	52-5474
	52-2111		{090-7966-1697
			52-8744

税金

軽自動車税・固定資産税第1期
の納付は5月31日(金)までに

軽自動車税および固定資産税第1期分の納期限は、5月31日(金)です。納期限を過ぎるとその日数に応じて延滞金が増加されますので、お忘れのないように金融機関で納付してください。

※なお、固定資産税については、全期分及び期別分(1〜4期)までの納税通知書をまとめて送付します。期別で納付される場合は、各納期まで納税通知書を大切に保管してください。

問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

福祉

有料道路における障害者割引制度について

全国の有料道路事業者が統一の実施する有料道路における障害者割引制度で、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するための制度です。
この制度の対象となられる方は次

のとおりですので、ご利用を希望される方は各庁舎担当課へ申請を行ってください。

●対象者

- 【障害者】ご本人が運転される場合】
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているすべての方
- 【障害者ご本人以外の方が運転される場合】
障害者ご本人が同乗される場合】
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で重度の障害をお持ちの方
(重度の障害：手帳に「第1種」と記載されている方)

●申請手続きに際し、窓口へご持参いただきたいもの

- 【ETCを利用しない場合】
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)
- 【ETCを使用する場合】
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障害者ご本人が運転される場合のみ)
- ・ETCカード(障害者本人名義のもの)

・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

●対象自動車

- 登録できる自動車は障害者の方お1人につき1台
 - 自動車検査証または軽自動車届出済証に「自家用」と記載されており、車所有者の氏名が個人名義のもので本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族名義の車
- 問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

